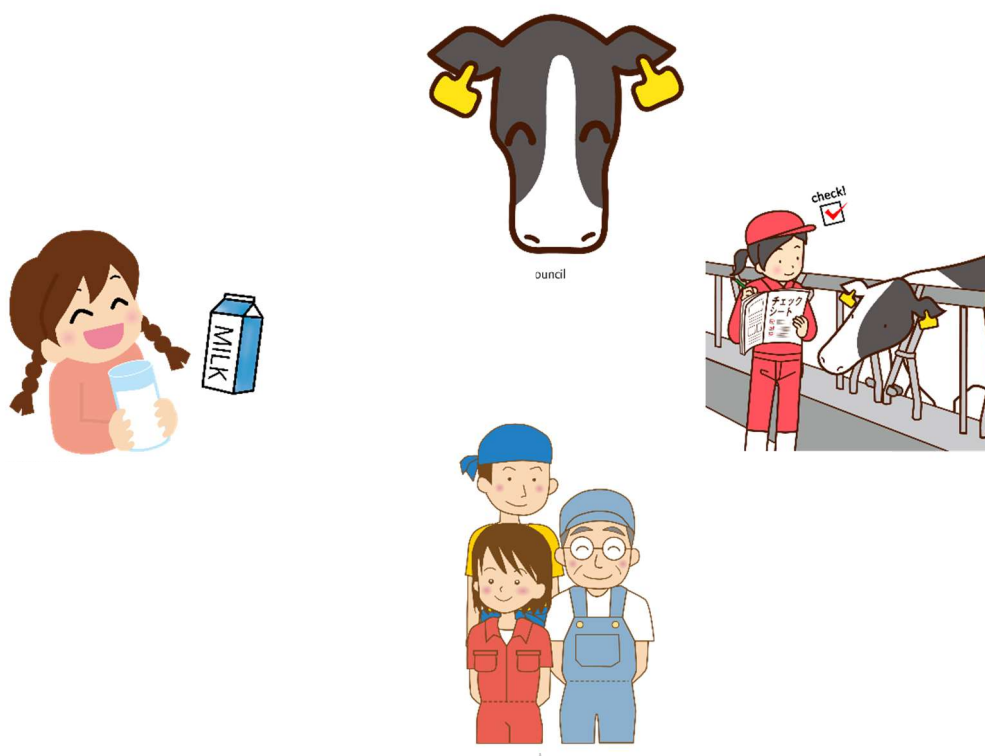


# 指導者検証用マニュアル 令和5年度版



一般社団法人 **中央酪農会議**

# 指導者検証用マニュアル ～ 目 次 ～

## I. 検証時のポイント及び判断基準

…P 2～10

### 【生産現場におけるチェック項目】

#### 〔最重要チェック項目〕

1. 乳牛の健康管理 …P2
2. 動物医薬品の保管 …P2
3. 生乳処理室 …P3

#### 〔重要チェック項目〕

4. 牛舎周辺及び牛舎内環境 …P4
5. 飼料及び飼料添加物、農薬等保管 …P5
6. 搾乳作業 …P6
7. 伝票等の保管 …P6

### 【チェックシートにおけるチェック項目】

#### 〔最重要チェック項目〕

1. 生乳生産管理・出荷 …P7

#### 〔重要チェック項目〕

2. 生乳生産管理・出荷 …P8
3. 農薬等の使用・給与記録 …P9

### 【重点指導におけるチェック項目】

#### 〔最重要チェック項目〕

1. 動物用医薬品の休薬期間及び確認検査 …P10
2. 洗浄剤及び殺菌・消毒剤の使用 …P10

## II. 指導者用チェックシート

…P 11～12

## III. 判断基準に係るQ & A

…P 13～15

### －検証に入る時の注意－

家畜伝染性疾病の病原体の拡大防止のため、手指・衣服・靴等の適切な消毒を実施する。

### 《判断基準の区分について》

- ：よく取り組んでおり、引続き、同様の取り組みをお願いします。
- △：不備な点があり、改善されるようお願いいたします。
- ×：早急な改善をお願いします。

## I. 検証時のポイント及び判断基準

### 【生産現場におけるチェック項目】

#### 〔最重要チェック項目〕

#### 1. 乳牛の健康管理

(参照：生乳生産管理マニュアル（令和3年改訂版）P.21～23)

##### 《重点管理基準》

1) 抗菌性物質製剤の投与牛を隔離し、マーキングを行う。

##### 《検証時のポイント》

1) ①投与牛の隔離又はマーキングを行い、抗菌性物質製剤投与牛の生乳を誤って混入しないようになっているか？

##### 《実施に係る判断基準》

1) ○：抗菌性物質製剤等投与牛を隔離している。又はマーキングを実施している。  
×：抗菌性物質製剤等投与牛を隔離していない。かつマーキングを実施していない。

#### 2. 動物用医薬品の保管

(参照：生乳生産管理マニュアル（令和3年改訂版）P.13～15)

##### 《重点管理基準》

1) 動物用医薬品は牛の飼養場所及び生乳処理室と区別し、適切に管理する。

##### 《検証時のポイント》

1) ①施錠できる場所に保管されているか？  
②適切な場所に整理整頓し保管されているか？

##### 《実施に係る判断基準》

1) ○：動物用医薬品を保管している棚又は部屋は施錠できる環境にあり、混入事故防止のため治療時以外は他人が動物用医薬品に触れることができないようになっている、適切な場所に保管されてある。

△：どちらか一方に不備がある。

(適切な場所に整理整頓して保管されていない。或いは動物用医薬品を保管している棚又は部屋が施錠できる環境になっていない。)

×：部屋又は棚が施錠できる環境ではなく、誰でも容易に動物用医薬品に触れることのできる状態にあり、適切な場所に整理整頓し保管されていない。

### 3. 生乳処理室

(参照：生乳生産管理マニュアル（令和3年改訂版）P.18～19、32～35)

#### 《重点管理基準》

- 1) 処理室内は整理・整頓されており、清潔で異臭がない。
- 2) 処理室は牛舎と隔離されており、施錠管理されている。
- 3) 生乳処理室に、洗剤・殺菌剤以外の薬品を置かない。

#### 《検証時のポイント》

- 1) ①整理整頓されており、特に鼻につく異臭がないか？  
②入り口は消毒できる環境にあるか？
- 2) ①処理室と牛舎が隔離されているか？  
②処理室（最低限バルク）が施錠できる環境にあるか？
- 3) ①生乳処理室に洗剤・殺菌剤以外の薬品を置いていないか？

#### 《実施に係る判断基準》

- 1) ○：処理室の入り口は消毒できる環境にあり、かつ処理室内が整理整頓・清掃され、特に気になる異臭がない。  
△：処理室の入り口は消毒できる環境にない。又は処理室内が整理整頓・清掃されているが、鼻につく異臭がある。  
×：処理室の入り口は消毒できる環境になく、処理室内が整理整頓・清掃がされておらず、鼻につく異臭がある。  
※消毒槽の消毒薬は臭気が生乳に移行しないもの（界面活性剤等）が望ましい。
- 2) ○：処理室は牛舎と隔離されており、施錠（最低限バルク）できる環境にある。  
△：処理室は牛舎と隔離されているが、施錠（最低限バルク）できる環境にない。  
×：処理室が牛舎と隔離されていない。
- 3) ○：生乳処理室に洗剤・殺菌剤以外の薬品が置かれていない。  
△：生乳処理室に洗剤・殺菌剤以外の薬品が置かれてあるが、施錠された保管庫を使用するなど他人が触れることができないような保管・管理がなされている。  
×：生乳処理室に洗剤・殺菌剤以外の薬品が置かれてある。

## 〔重要チェック項目〕

### 4. 牛舎周辺及び牛舎内環境

(参照：生乳生産管理マニュアル（令和3年改訂版）P.13～15、32～35)

#### 《重点管理基準》

- 1) 堆肥・尿の管理については、堆肥場・尿溜を完備しており、流出がない。
- 2) 牛舎内及び周辺を整理・清掃し、ゴミ・廃棄物を適切に保管処理する。
- 3) 牛床は汚物を排除して乾燥し、乾燥した敷料が十分にある。

#### 《検証時のポイント》

- 1) ①周辺等に汚水等の流出がないか？  
②適正な糞尿の管理及び利用がなされているか？
- 2) ①ゴミ等は適切な方法で保管処理されているか？
- 3) ①牛体が汚れていないか？  
②牛床が乾燥しているか？  
③牛糞処理がなされているか？

#### 《実施に係る判断基準》

- 1) ○：糞尿処理施設が完備されており、適正な糞尿の管理及び利用がなされている。  
×：糞尿処理施設が完備されているが、適正な糞尿の管理及び利用がされておらず、速やかに牛舎周辺の環境改善を要する場合。
- 2) ○：給餌用器具等の整理整頓及び清掃がされており、廃棄物は適切な容器に保管し、処理している。  
×：整理整頓及び清掃がされていない。又はゴミ袋が破れる等ごみが散乱している。
- 3) ○：通路を含め牛床の糞を定期的に排除しており、牛床が乾燥し敷料等が十分にあり、牛体がきれいである。”  
×：通路を含め牛床の糞の処理ができておらず、牛床が乾燥していない。又は牛体の汚れが目立ち、汚れが長期化している。

## 5. 飼料及び飼料添加物、農薬等の保管・給与

(参照：生乳生産管理マニュアル（令和3年改訂版）P.11～12)

### 《重点管理基準》

- 1) 飼料及び飼料添加物の保管場所を区分し、清潔に管理する。
- 2) 飼料に異常（カビの発生や異物の混入等）がないか、確認して給与する。
- 3) 動物性たんぱく質飼料（A飼料以外の飼料）の混入防止を図る。
- 4) 肉用牛用の飼料及び飼料添加物の混入防止を図る。（対象家畜を確認して給与する。）
- 5) 肥料・農薬の保管場所を区分し、適切に管理する。

### 《検証時のポイント》

- 1) ①保管場所が区分され、整理整頓及び清掃がされているか？
- 2) ①排水が良好で平坦な場所（コンクリート盤や砂利の上等）に保管しているか？  
②飼料給与前には、飼料及び飼料添加物に異常がないことを確認しているか？
- 3) ～4) ①乳用牛用飼料とその他（肉用牛・豚・鶏・ペット用等）飼料の保管場所が区分されているか？
- 5) ①保管場所が区分され、整理整頓及び清掃がされているか？

### 《実施に係る判断基準》

- 1) ○：保管場所を区分してあり、保管場所が整理整頓及び清掃されている。  
×：保管場所がバラバラで、整理整頓されていない。又はほこりが溜まったり、こぼれた飼料等が片付けられていないなど清掃がなされていない。
- 2) ○：排水が良好で平坦な場所に保管している。また、明らかに色調や臭い等に異常のある飼料がない。  
×：排水が良好で平坦な場所に保管していない。また、明らかに色調や臭い等に異常のある飼料をそのままにしてある。”
- 3) ○：給与飼料にA飼料以外の飼料が混入しないよう作業動線外に区分けして保管されている。  
×：給与飼料とA飼料以外の飼料が区分けして保管されていない。  
※A飼料とは、反芻動物に給与される可能性のあるものとして動物性たんぱく質が混入しないように取り扱われるものを指します。
- 4) ○：給与飼料に肉用牛用の飼料が混入しないよう作業動線外に区分けして保管されている。  
×：給与飼料と肉用牛用の飼料が区分けして保管されていない。  
※同じ牛用飼料であっても、ほ乳期用・幼齢期用・肥育期用では、添加できる飼料添加物の種類や量が異なっているため、対象家畜や使用上の注意などの表示をよく確認して給与する必要があります。
- 5) ○：保管場所を区分してあり、保管場所が整理整頓及び清掃されている。  
×：保管場所がバラバラで、整理整頓されていない。又はほこりが溜まるなど清掃がなされていない。

## 6. 搾乳作業

(参照：生乳生産管理マニュアル（令和3年改訂版）P.27～29)

### 《重点管理基準》

- 1) 搾乳前に乳頭の汚れを落としプレディッピングする。
- 2) 1 頭 1 布またはペーパータオル等を使用して清拭する。
- 3) 搾乳後にはポストディッピングを行う。
- 4) 適切に搾乳機器の洗浄・消毒を行う。

### 《検証時のポイント》

- 1) ～ 3) ①推奨される方法で実施できているか？  
②実施できる体制ができているか？
- 4) ①アルカリ洗浄・酸洗浄・殺菌消毒を実施できているか？

### 《実施に係る判断基準》

- 1) ～ 3) ○：推奨される方法で搾乳を行っている。  
△：一部の方法ができていない。  
×：推奨される方法で搾乳をしていない。  
※推奨される方法に関しては、「生乳生産管理マニュアル」及び「良質乳生産ガイド」を参照してください。
- 4) ○：ミルカー・バルククーラーだけでなくバケットミルカー等もアルカリ洗浄、酸洗浄及び殺菌消毒を実施している。”  
△：バケットミルカー等はアルカリ洗浄・酸洗浄及び殺菌消毒のいずれかを実施していない。  
×：バケットミルカー等はアルカリ洗浄、酸洗浄及び殺菌消毒を実施していない。  
※可能ならば立会にて判断する。  
できない場合は、検証時に酪農家より直接聞き取り判断する。

## 7. 伝票等の保管

(参照：生乳生産管理マニュアル（令和3年改訂版）P.9～10)

### 《重点管理基準》

- 1) 個体識別番号及び異動記録を確認し、(独)家畜改良センターに転入・転出を報告する。
- 2) 購入飼料及び飼料添加物の伝票等を8年間保管する。

### 《検証時のポイント》

- 1) ①報告書が保管されているか？
- 2) ①伝票等が保管され確認できる体制ができているか？

### 《実施に係る判断基準》

- 1) ○：報告書が保管されている。  
×：報告書が保管されていない。
- 2) ○：伝票等が保管され、確認できる体制ができている。  
×：伝票等が保管されていない。

## 【チェックシートにおけるチェック項目】

※「チェックシート」とは、生乳生産管理チェックシートまたはそれと同等のものを指す。

### 〔最重要チェック項目〕

#### 1. 生乳生産管理・出荷

(参照：生乳生産管理マニュアル（令和3年改訂版）P.21～23、30)

##### 《重点管理基準》

- 1) バルククーラーの乳温を記録し、保管する。
- 2) 動物用医薬品の投与を記録し、伝票等を保管する。

##### 《検証時のポイント》

- 1) ①乳温が記載されているか？
- 2) ①動物用医薬品の投与記録がチェックシートに記載があるか？

##### 《実施に係る判断基準》

- 1) ○：搾乳前及び搾乳後の乳温が記載されている。  
×：乳温の記載がない。
- 2) ○：初回治療日・治療牛・使用薬剤名・治療方法・マーキング等の実施・最終治療日・休薬期間・残留確認検査・出荷日の欄が記載されている。  
△：記載漏れがある。  
×：記載されていない。



## 〔重要チェック項目〕

### 2. 生乳生産管理・出荷

(参照：生乳生産管理マニュアル（令和3年改訂版）P.19、32～35)

#### 《重点管理基準》

- 1) ミルカー・バルククーラーは、毎日アルカリ洗浄・消毒されている。
- 2) 酸洗浄は4日に1回以上実施（アルカリ洗浄も実施）する。
- 3) 搾乳前に、ミルカーが正常に作動するか点検・記録し、保管する。
- 4) バルククーラーの定期的な点検整備を受け、伝票等を保管する。
- 5) ミルカーの定期的な点検整備を受け、伝票等を保管する。
- 6) 洗剤等の資材交換及び消毒状況を記録し、資材については購入伝票を保管する。

#### 《検証時のポイント》

- 1) 2) ①洗浄を実施し、チェックシートに記載があるか？
- 3) ①チェックシートに記載があるか？  
②正常に作動するか点検しているか？”
- 4) 5) ①点検を受けているか？  
②チェックシートに記載があるか？  
または、業者からの点検書・伝票等が保管されているか？
- 6) ①洗剤等について、チェックシートに使用製品の記載があり、購入伝票は保管されているか？  
②消毒について、チェックシートに記載があるか？

#### 《実施に係る判断基準》

- 1) 2) ○：アルカリ洗剤は毎日洗浄、酸性洗剤は4日に1回程度洗浄を実施しており、実施の有無が記載されている。  
×：アルカリ・酸性洗剤を適正に洗浄していない。又は実施の有無の記載がされていない。
- 3) ○：記載されている。  
×：記載されていない。
- 4) 5) ○：バルククーラー・ミルカーの点検整備記録が定期的に記載されている。  
または、業者からの点検書・伝票等が保管されている。  
（最低年1回は定期的検査を受ける）  
×：点検整備を行っていない。
- 6) ○：資材交換（洗剤・殺菌剤・ディッピング剤）及び消毒（牛舎消毒・駆除剤等）の記載があり、資材については購入伝票が保管されている。  
△：記載もれがある。または、伝票が保管されていない。  
×：全く記載がなく、伝票もない。

### 3. 農薬等の使用・給与記録

(参照：生乳生産管理マニュアル（令和3年改訂版）P. 11～12)

#### 《重点管理基準》

- 1) 農薬の使用量等を記録し、保管する。
- 2) 肥料の使用量等を記録し、保管する。
- 3) 家畜排せつ物の発生量等を記録し、保管する。
- 4) 飼料及び飼料添加物の給与内容を記録し、保管する。

#### 《検証時のポイント》

- 1) ①自給飼料作で農薬を使用しますか「はい」「いいえ」に○が記載してあるか？  
②農薬を使用している場合、農薬を使用した「はい」「いいえ」に毎月○が記載してあるか？  
③農薬を使用している場合、農薬名等の記載があるか？
- 2) ①自給飼料作で肥料を使用しますか「はい」「いいえ」に○が記載してあるか？  
②肥料を使用している場合、肥料を使用した「はい」「いいえ」に毎月○が記載してあるか？  
③肥料を使用している場合、肥料名等の記載があるか？
- 3) ①チェックシートに記載があるか？
- 4) ①チェックシートに「飼料名・飼料添加物名」「給与区分」が記載されているか？  
②購入伝票は保管されているか？

#### 《実施に係る判断基準》

- 1) ○：自給飼料作で農薬を使用しますか「はい」「いいえ」に○が記載されている。  
「はい」（使用する）の場合は毎月「はい」「いいえ」に○が記載してあり、圃場名・面積・施用日・農薬名・品種・10a 当り使用量・刈取り日・適正に使用した欄が記載されている。  
△：一部記載漏れがある。（農薬名・施用日・使用量・刈取り日だけは記載されている）  
×：自給飼料作で農薬を使用しますか「はい」「いいえ」に○が記載されていない。  
農薬を使用しているが、記載されていない。
- 2) ○：自給飼料作で肥料を使用しますか「はい」「いいえ」に○が記載されている。  
「はい」（使用する）の場合は毎月「はい」「いいえ」に○が記載してあり、圃場名・面積・施用日・肥料名・品種・10a 当り使用量・適正に使用した欄が記載されている。  
△：一部記載漏れがある。（肥料等の名称・施用日・使用量だけは記載されている）  
×：自給飼料作で肥料を使用しますか「はい」「いいえ」に○が記載されていない。  
肥料を使用しているが、記載されていない。
- 3) ○：記載されている。  
△：記載漏れがある。  
×：記載がされていない。
- 4) ○：飼料名及び給与区分が記載されており、購入伝票が保管されている。  
△：一部記入漏れがある。または購入伝票が保管されていない。  
×：記載がされておらず、伝票も保管されていない。

## 【重点指導におけるチェック項目】

### 〔最重要チェック項目〕

#### 1. 動物用医薬品の休薬期間及び確認検査

《チェック項目》 1) 出荷制限期間を遵守し、必ず確認検査を受けている。
《検証時のポイント》 1) ①動物用医薬品は獣医師の指示通りに使用し、休薬期間を遵守した上で、確認検査合格後に生乳を出荷しているのか？
《実施に係る判断基準》 1) ○：休薬期間を遵守した上で、確認検査合格後に生乳を出荷している。 ×：確認検査を実施していない。

#### 2. 洗浄剤及び殺菌・消毒剤の使用

《チェック項目》 1) ミルカー・バルククーラーの洗浄剤（アルカリ・酸性）は、適正に使用されている。 2) 搾乳用殺菌剤は、適正に使用されている。
《検証時のポイント》 1) ①適正な用法・用量で使用されているか？ 2) ①適正な用法・用量で使用されているか？
《実施に係る判断基準》 1) ○：適正な用法・用量で使用されている。 ×：適正に使用されていない。  2) ○：適正な用法・用量で使用されている。 ×：適正に使用されていない。

## II. 指導者用チェックシート(A)

農協名： 組合員コード： 酪農家氏名：

チェック項目			コメント	
チェックシートにおけるチェック項目	1. 生乳生産管理・出荷			
	1) バルククーラーの乳温を記録し、保管する。	○ <input checked="" type="checkbox"/> ×	⑥	
	2) 動物用医薬品の投与を記録し、伝票等を保管する。	○ △ ×	①	
	2. 生乳生産管理・出荷			
	1) ミルカー・バルククーラーは洗浄（アルカリ・酸性）・消毒し、記録する。	○ <input checked="" type="checkbox"/> ×	②	
	2) ミルカー（搾乳前）・バルククーラーが正常に作動するか点検・記録し、保管する。	○ <input checked="" type="checkbox"/> ×		
	3) ミルカー・バルククーラーの定期的な点検整備を受け、伝票等を保管する。	○ <input checked="" type="checkbox"/> ×		
	4) 洗剤等の資材交換及び牛舎消毒状況を記録し、資材については購入伝票を保管する。	○ △ ×	④	
	3. 農薬等の使用・給与記録			
	1) 農薬の使用量等を記録し、保管する。	○ △ ×	③	
	2) 肥料の使用量等を記録し、保管する。	○ △ ×		
	3) 家畜排せつ物の発生量等を記録し、保管する。	○ △ ×		
	4) 飼料及び飼料添加物の給与内容を記録し、保管する。	○ △ ×	⑤	
	重点指導項目	1. 動物用医薬品の休薬期間及び確認検査		
		1) 出荷制限期間を遵守し、必ず確認検査を受ける。	○ <input checked="" type="checkbox"/> ×	
	2. 洗浄剤及び殺菌・消毒剤の使用			
1) ミルカー・バルククーラーの洗浄剤（アルカリ・酸性）は、適正に使用されている。	○ <input checked="" type="checkbox"/> ×			
2) 搾乳用殺菌剤（乳房・乳頭清拭剤等）は、適正に使用されている。	○ <input checked="" type="checkbox"/> ×			
《生産現場におけるチェック項目》	1. 乳牛の健康管理			
	1) 抗菌性物質製剤の投与牛を隔離し、マーキングを行う。	○ <input checked="" type="checkbox"/> ×		
	2. 動物用医薬品の保管			
	1) 動物用医薬品は、施錠できる環境の適切な場所に保管されている。	○ △ ×		
	3. 生乳処理室			
	1) 処理室内は整理・整頓されており、清潔で異臭がない。	○ △ ×		
	2) 処理室は牛舎と隔離されており、施錠できる環境にある。	○ △ ×		
	3) 生乳処理室に、洗剤・殺菌剤以外の薬品を置かない。	○ △ ×		
	4. 牛舎周辺及び牛舎内環境			
	1) 堆肥・尿の管理については、堆肥場・尿溜を完備しており、流出がない。	○ <input checked="" type="checkbox"/> ×		
	2) 牛舎内及び周辺を整理・清掃し、ゴミ・廃棄物を適切に保管処理する。	○ <input checked="" type="checkbox"/> ×		
	3) 牛床は汚物を排除して乾燥し、乾燥した敷料が十分にあり、かつ牛体がきれいである。	○ <input checked="" type="checkbox"/> ×		
	5. 飼料及び飼料添加物、農薬等の保管・給与			
	1) 飼料及び飼料添加物の保管場所を区分し、清潔に管理する。	○ <input checked="" type="checkbox"/> ×		
	2) 飼料に異常（カビの発生や異物の混入等）がないか、確認して給与する。	○ <input checked="" type="checkbox"/> ×	⑦	
	3) 動物性たんぱく質飼料（A飼料以外の飼料）の混入防止を図る。	使用なし ○ <input checked="" type="checkbox"/> ×		
	4) 肉用牛用の飼料及び飼料添加物の混入防止を図る。（対象家畜を確認して給与する。）	使用なし ○ <input checked="" type="checkbox"/> ×		
	5) 肥料・農薬の保管場所を区分し、適切に管理する。	○ <input checked="" type="checkbox"/> ×		
	6. 搾乳作業			
	1) 正しい搾乳手順で実施する。	○ △ ×		
2) 適切に搾乳機器（バケットミルカー等）の洗浄・消毒を行う。	○ △ ×			
7. 伝票等の保管				
1) 個体識別番号及び異動記録を確認し、（独）家畜改良センターに転入を報告する。	○ <input checked="" type="checkbox"/> ×			
2) 購入飼料及び飼料添加物の伝票等を保管し、整理する。	○ <input checked="" type="checkbox"/> ×			

※ 指導者用チェックシートの写しを酪農家に一部渡すこと。

※  は、重点記帳項目

検証日時	検証日	年	月	日
	時間	:	~	:
確認者	※全員の氏名を記入			

記帳状況(ポジティブリスト対応及び重点管理基準対応)

区分	項目	結果
ポジティブリスト対応	① 動物用医薬品の投薬記録	
	② ミルカー・バルククーラーの洗浄確認記録	
	③ 農薬使用記録	
	①~③の項目全て○→○ ①~③の項目全て×→× ○△×を記入 上記以外の○×の混在→△	
	④ 資材交換・消毒記録	
	⑤ 飼料給与記録	
重点管理基準対応	⑥ バルククーラーの乳温記録	
	①~⑥の項目全て○→○ ①~⑥の項目全て×→× ○△×を記入 上記以外の○×の混在→△	

重点管理基準対応	⑦ 飼料の異常有無に関する確認	
----------	-----------------	--

総評

## II. 指導者用チェックシート(B)

農協名：

組合員コード：

酪農家氏名：

チェック項目		コメント
<b>1. 乳牛の健康管理</b>		
1) 抗菌性物質製剤の投与牛を隔離し、マーキングを行う。	○ <input type="checkbox"/> ×	
<b>2. 生乳処理室</b>		
1) 処理室内は整理・整頓されており、清潔で臭がない。	○ △ ×	
2) 処理室は牛舎と隔離されており、施錠できる環境にある。	○ △ ×	
3) 生乳処理室に、洗剤・殺菌剤以外の薬品を置かない。	○ △ ×	
4) バルククーラーの乳温を記録し、保管する。	○ <input type="checkbox"/> × ⑥	
5) ミルカー・バルククーラーは洗浄（アルカリ・酸性）・消毒し、記録する。	○ <input type="checkbox"/> × ②	
6) ミルカー（搾乳前）・バルククーラーが正常に作動するか点検・記録し、保管する。	○ <input type="checkbox"/> ×	
7) ミルカー・バルククーラーの定期的な点検整備を受け、伝票等を保管する。	○ <input type="checkbox"/> ×	
8) 洗剤等の資材交換及び牛舎消毒状況を記録し、資材については購入伝票を保管する。	○ △ × ④	
<b>3. 搾乳作業</b>		
1) 正しい搾乳手順で実施する。	○ △ ×	
2) 適切に搾乳機器（バケットミルカー等）の洗浄・消毒を行う。	○ △ ×	
<b>4. 動物用医薬品の保管</b>		
1) 動物用医薬品は、施錠できる環境の適切な場所に保管されている。	○ △ ×	
<b>5. 農薬等の保管</b>		
1) 飼料及び飼料添加物の保管場所を区分し、清潔に管理する。	○ <input type="checkbox"/> ×	
2) 飼料に異常（カビの発生や異物の混入等）がないか、確認して給与する。	○ <input type="checkbox"/> × ⑦	
3) 動物性たんぱく質飼料（A飼料以外の飼料）の混入防止を図る。	使用なし ○ <input type="checkbox"/> ×	
4) 肉用牛用の飼料及び飼料添加物の混入防止を図る。（対象家畜を確認して給与する。）	使用なし ○ <input type="checkbox"/> ×	
5) 肥料・農薬の保管場所を区分し、適切に管理する。	○ <input type="checkbox"/> ×	
<b>6. 牛舎周辺及び牛舎内環境</b>		
1) 堆肥・尿の管理については、堆肥場・尿溜を完備しており、流出がない。	○ <input type="checkbox"/> ×	
2) 牛舎内及び周辺を整理・清掃し、ゴミ・廃棄物を適切に保管処理する。	○ <input type="checkbox"/> ×	
3) 牛床は汚物を排除して乾燥し、乾燥した敷料が十分にあり、かつ牛体がきれいである。	○ <input type="checkbox"/> ×	
<b>7. 伝票等の保管</b>		
1) 個体識別番号及び異動記録を確認し、（独）家畜改良センターに転入を報告する。	○ <input type="checkbox"/> ×	
2) 購入飼料及び飼料添加物の伝票等を保管し、整理する。	○ <input type="checkbox"/> ×	
3) 動物用医薬品の投与を記録し、伝票等を保管する。	○ △ × ①	
4) 農薬の使用量等を記録し、保管する。	○ △ × ③	
5) 飼料及び飼料添加物の給与内容を記録し、保管する。	○ △ × ⑤	
6) 家畜排せつ物の発生量等を記録し、保管する。	○ △ ×	
7) 肥料の使用量等を記録し、保管する。	○ △ ×	

重点指導項目		
<b>1. 動物用医薬品の休業期間及び確認検査</b>		
1) 出荷制限期間を遵守し、必ず確認検査を受ける。	○ <input type="checkbox"/> ×	
<b>2. 洗浄剤及び殺菌・消毒剤の使用</b>		
1) ミルカー・バルククーラーの洗浄剤（アルカリ・酸性）は、適正に使用されている。	○ <input type="checkbox"/> ×	
2) 搾乳用殺菌剤（乳房・乳頭清拭剤等）は、適正に使用されている。	○ <input type="checkbox"/> ×	

指導者用チェックシートの写しを酪農家に一部渡すこと。  
 は、重点記帳項目

検証日時	検証日	年	月	日
	時間	:	~	:
確認者				
※全員の氏名を記入				

記帳状況（ポジティブリスト対応及び重点管理基準対応）

区分	項目	結果
ポジティブリスト対応	① 動物用医薬品の投薬記録	
	② ミルカー・バルククーラーの洗浄確認記録	
	③ 農薬使用記録	
	①～③の項目全て○→○ ①～③の項目全て×→× ○△×を記入 上記以外の○×の混在→△	
	④ 資材交換・消毒記録	
重点管理基準対応	⑤ 飼料給与記録	
	⑥ バルククーラーの乳温記録	
	①～⑥の項目全て○→○ ①～⑥の項目全て×→× ○△×を記入 上記以外の○×の混在→△	

重点管理基準対応	⑦ 飼料の異常有無に関する確認	
----------	-----------------	--

総評

### Ⅲ. 判断基準に係る Q&A

#### 【生産現場におけるチェック項目】

##### 1. 乳牛の健康管理について

Q1) 抗菌性物質製剤の投与牛の隔離とはどういうことか？

A1) フリーストール・フリーバーン等の牛舎においては、投与牛と健常牛を区分して管理・飼育していることを指しています。

つなぎ飼い牛舎においては、フリーストール牛舎等と同様に、投与牛と健常牛を区分した管理・飼育をするのが望ましいですが、マーキングされて識別できる状態なら OK です。

Q2) マーキングとはどの程度でできていることになるのか？

A2) うすくなったり見えづらくなっていたりせず、第三者の目でマーキングされていることが明らかに分かる状態であれば OK です。

##### 2. 動物用医薬品の保管について

Q3) 動物用医薬品の適切な保管場所とは？

A3) 冷蔵保管が必要な薬品は、温度管理のできる設備（冷蔵庫等）に保管し、冷蔵保管が必要でない薬品は、直射日光の当たらない棚等に保管します。

##### 3. 生乳処理室について

Q4) 生乳処理室と牛舎の隔離とは？

A4) 処理室と牛舎の間が、壁等で仕切られており、埃や臭気の移行及びペット等の侵入を防ぐことのできる状態のことをいう。

#### 4. 牛舎周辺及び牛舎環境について

Q5) 「周辺に汚水等の流出がない」とあるがどういうことか？

A5) 家畜排泄物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律にて規定されている事項です。周辺に汚水等が流出すると、河川への流出や地下水への浸透等により、クリプトスポリジウム（原虫）や硝酸性窒素による水質汚染を招く恐れもあります。また、牛や集乳車が汚水等により汚れることにより、乳の汚染につながる可能性もあります。このため、排泄物の管理施設の構造や管理基準が規定されています。

#### 5. 農薬等の保管について

Q6) 整理整頓はどの程度していれば良いのか？

A6) 保管場所に余計なものが置かれていない、飼料袋・肥料袋などが整然と積み重ねられている、混在するような状態になっていない、など保管状態が整然としていることを意図しています。

#### 6. 搾乳作業について

Q7) 搾乳作業を立会できない場合はどうすればいいのか？

A7) 管理基準を満たす取り組みを行っているかどうか、設備・器具が揃っているかなどについて、酪農家から直接聞き取り判断して下さい。

Q8) 推奨される搾乳方法とは？

A8) 「生乳生産管理マニュアル」又は「良質乳生産ガイド」（ともに中央酪農会議発行）を参照してください。

生乳生産管理マニュアル（令和3年 改訂版）：P. 27～29  
良質乳生産ガイド（平成16年）：P. 20～31

## 【チェックシートにおけるチェック項目】

### 3. 農薬等の使用・給与記録について

Q9) 農薬の使用量が適正であるのをどのように判断するのか？

A9) 農薬の容器等に、使用基準（使用できる作物・用量・濃度・時期・総使用回数等）が記載されていることから、農薬散布面積に対する使用量と購入数量及び購入頻度を比較することで、大幅な乖離が無ければ、適正な使用量と概ね判断できます。

## 【その他】

Q10) 指導者検証用マニュアルを用いた検証を行う際も、「○・△・×」の判断基準にバラツキが生じるのはどうすればいいか？

A10) 検証を実施する前に、県連又は農協単位で、検証の中心となる管内の農協職員を対象にした、判断基準の目合わせのための講習会等を実施していただきたいと思います。